

平成 26 年度 証券ゼミナール大会

# 中小企業の資金調達の方策について

第 3 テーマ B ブロック

下関市立大学 西戸ゼミナール (池迫班)

## 目次

### 問題意識

- 5 **第 1 章 中小企業とは**
  - 第 1 節 中小企業の役割と分類
  - 第 2 節 中小企業向け金融機関の種類と特徴
  
- 第 2 章 中小企業の意義・現状**
- 10 第 1 節 中小企業を取り巻く経済構造
  - 第 2 節 中小企業支援策
    - 第 1 項 政策の概要・問題点
    - 第 2 項 中小企業支援策における課題
  - 第 3 節 BIS 規制について
- 15
- 第 3 章 中小企業の資金調達方法・課題**
  - 第 1 節 直接金融
    - 第 1 項 株式・社債
    - 第 2 項 クラウドファンディング
  - 20 第 2 節 間接金融
    - 第 1 項 リレーションシップバンキング
    - 第 2 項 ABL
  - 第 3 節 市場型間接金融
    - 第 1 項 トランザクションバンキング
    - 25 第 2 項 シンジケートローン
  - 第 4 節 信用保証制度
  
- 第 4 章 有効な資金調達の方策**
  - 第 1 節 保障付私募債
    - 30 第 1 項 信用補完制度

第 2 項 少人数私募債

第 3 項 保証付私募債における改善点・有用性

## 第 2 節 ABL 普及への取り組み

第 1 項 中小企業における資金調達の実状と ABL への期待

5 第 2 項 ABL の現状

第 3 項 米国との比較

第 4 項 ABL とリレーションシップ・バンキングの親和性

第 5 項 ABL の課題

第 6 項 各課題の改善案

10

## 問題意識

わが国の中小企業金融は欧米各国に比べて間接金融が主体で金融機関からの借入金に多く依存してきた。これは、わが国では銀行等の金融機関の健全育成の観点から直接金融に数々の規制を課してきたことなどによって直接金融が遅れたことに起因する。現在まで、間接金融と直接金融の中間形態として位置づけられる市場型間接金融の整備も進んでいない。信用力のある大企業を中心に社債・株式の発行などの資本市場を活用した直接金融による資金調達方法が活発化したものの、中小企業は金融機関からの借入に依存する割合が高い状況が続いている。また、借入の際に徴求する担保は不動産が主流であるが、担保となる不動産に乏しい中小企業は、資金調達に困難なのが現状である。

15

20

そこで、本稿では不動産担保を補完する動産担保の可能性について様々な資金調達方法を踏まえ論考する。具体的に本稿の構成は以下の通りとなっている。まず、第 1 章では、中小企業の定義、金融機関の分類について確認し、続く第 2 章では、中小企業の現状について分析する。そして第 3 章では、中小企業の資金調達方法・課題について検証する。最後の第 4 章においては、有効な資金調達の方策として、保障付私募債と ABL を提示し、結びとする。

25

## 第 1 章 中小企業の定義・金融機関の分類

一口に中小企業、金融機関と言っても、中小企業の範囲は小規模企業（零細企業）に近いものから、中堅企業や大企業に近いものまで幅広い。また、金融

30

機関も、信用金庫や信用組合などの協同組織金融機関、地域銀行や都市銀行では規模や制度の枠組みは大きく異なる。

## 第1節 中小企業の定義

- 5 日本においては中小企業法第2条で中小企業は図表1のように定義されている。従業員規模あるいは資本規模のどちらかを満たしている場合を中小企業としてみなす。また、わが国は中小企業の定義の中に規模の零細な中小企業を特別に区分して規定している。製造業で従業員数20人以下、商業・サービス業で従業員数5人以下の企業を小規模企業として定義し、融資や救済措置などにおいて優遇措置を設けている。

図表1 中小企業における業種別定義

業種	従業員規模・資本金規模
製造業・その他の業種	300人以下又は3億円以下
卸売業	100人以下又は1億円以下
小売業	50人以下又は5,000万円以下
サービス業	100人以下又は5,000万円以下

出典：中小企業庁 日本の中小企業・小規模事業者政策より著者作成

## 15 第2節 金融機関の分類

- 金融機関は一般的に中央銀行、政府金融機関、民間金融機関の3つに大きく分類することができる。わが国の中央銀行は日本銀行である。日本銀行は主に発券銀行（紙幣の供給と回収）、銀行の銀行（金融機関から預金を預かり、資金の貸出など）、政府の銀行（税収の受け取り、国債の発行や外国為替の決済処理など）として3つの役割を果たしている。日本銀行はわが国の物価と金融システムの安定を目的として機能している。

- 25 政府金融機関とは公的金融機関の言い、政府が経済発展、経済安定などといった一定の経済政策を実現する目的で、特に法律を制定することにより特殊法人として設立し、出資金のうちの多く（または全額）を政府が出資している金融機関の総称である。本稿では日本政策金融公庫について触れるが、他に

も、商工組合中央金庫、日本政策投資銀行、住宅金融支援機構なども政府系金融機関に含まれる。

民間金融機関とは地方・民間資本により運営される、地方・民間出資の金融機関である。民間金融機関には貸し付け業務のみを行うノンバンク、有価証券の売買を利用する証券会社、不特定多数の人々が保険料を出し合い、保険に関する財産上の損失を被る場合に保険金が給付される保険会社などがある。

本稿に限っては、貸付業務以外にも預金業務や決済業務(送金や引き落とし)を行う普通銀行(都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、ゆうちょ銀行)の他にも、信用金庫、信用組合、JAバンク(農業協同組合と地域金融機関との提携)など、銀行と同視される金融機関を銀行として述べていく。

## 第2章 中小企業の現状

今日の中小企業を取り巻く経済構造は、とりわけ厳しいものとなっている。2013年3月末を持って中小企業金融円滑化法が終了し、ますます中小企業の資金繰りは困難なものとなっている。本章では、第1節では、中小企業の意義や現状、第2節では、中小企業支援策の中でも政策の概要や問題点と中小企業支援策の課題について考察し、最後にBIS規制について述べる。

### 第1節 中小企業を取り巻く経済構造

わが国において、中小企業は全企業数の99.7%を占めるほか、雇用の約70%を担うなど、新産業の創出・市場競争の活性化・多様な就業の機会を提供・地域経済の活性化といった多岐にわたる役割を果たしており、わが国の経済的基盤を形成している存在である。加えて、金融機関による貸出も約7割が中小企業向けとなっているため、中小企業の動向が日本経済に与える影響は大きい。しかし、一般的に中小企業は大企業に比べ自己資本比率が低いことや、借入金負担が大きい等財務基盤の脆弱さが指摘される。また、収益力についても劣後するとされている。このように、中小企業には小規模ゆえの様々な問題があるが、それが特に顕著に表れているのが資金調達である。中小企業における資金調達が困難である現状には2つの背景が存在している。1つは、貸し手と借り手の間に生じる情報の非対称性という問題である。もう1つは、審査やモニタ

リングなどの金融機関の情報生産活動によって生じる、規模の経済という問題である。

情報の非対称性とは、貸し手（金融機関）が借り手（中小企業）の情報を借り手と同レベルに把握できていないということである。大企業の場合、企業情報を広く開示しているため金融機関が融資判断するに際して情報が入手しやすく、会計監査が会社法上義務付けられていることから、財務状況の把握が比較的容易である。しかし、中小企業の場合、一般的に企業情報があまり開示されておらず、財務データを整備していない企業もあることから、企業の状態が不透明でリスクが高いとみなされがちである。また、情報の非対称性からは資金提供前におこる逆選択問題と後に起こるモラルハザード問題の二つの問題が起こりうる。逆選択問題とは、資金の貸し手が借り手の信用力を区別できないとき、本来資金を提供すべきでない、信用力のない借り手に資金を提供してしまう問題である。モラルハザード問題とは、借り手が融資された資金を使用して、貸し手の望まない危険度の高い投資行為を行うことである。こうした情報の非対称性は、大企業と比べ、事業や債務状況に関する情報開示が進んでいない中小企業において顕著である。

規模の経済は、貸し手と借り手の両者にみられる。貸し手における規模の経済とは、金融機関が資金供給をする中で貸出審査を行った際に貸し倒れリスクや利鞘が同等の場合、融資規模が小さいほど貸出額に占める審査費用が相対的に高くなるため一件当たりの融資規模の小さい中小企業に対する融資のインセンティブが小さくなってしまうことである。また、借り手における規模の経済とは、企業が金融機関から融資を受けようとする際に自らが優良な顧客であることをアピールするため、金融機関に提出する事業計画書や財務諸表などの作成を行わなければならない、企業規模が小さいほど借入額に占めるシグナリング費用の負担割合が高くなることである。

わが国の中小企業における資金調達の大部分は間接金融である。その原因は、株式や債券の発行などにより市場から直接資金を獲得する直接金融が中小企業にとって利用しづらいからである。直接金融の場合、一般的に多数の投資家が資金提供者になるが、多くの投資家は利子や値上がり益、配当を期待して投資するため、投資家の利益につながると期待された一部の企業でない限り、直接

金融で資金を調達することが困難なのだ。また、直接金融の場合には財務情報公開のための資料作成や株式公開のために専門的知識をもった人材が必要となるが、多くの中小企業にはそのような人材的余裕はない。そのため、直接金融で資金を調達できる企業はごく一部に限られているのが現状である。もっとも、

5 直接金融で資金を調達できなくても間接金融における資金調達が円滑であれば問題は無いことになる。しかし、間接金融には前述した情報の非対称性や規模の経済といった問題が働いており、中小企業の資金調達は極めて困難と言える。中小企業の運営状況の良し悪しは日本経済全体を揺るがすものであり、日本経済の発展を考えていくうえで中小企業の資金調達を円滑にすることは不可欠である。

10

## 第2節 中小企業支援策

本節では中小企業の経営を大きく左右した中小企業金融円滑化法の終了を主に中小企業支援策について述べていく。

15

### 第1項 政策の概要・問題点

2009年12月4日に中小企業金融円滑化法は施行され、これは昨年の2008年に起きたサブプライムローン問題による不良債権問題が大きな原因となっている。この制度は特に厳しい状況にある中小・零細企業の事業主や住宅ローンの借り手を支援することを目的として、金融機関に貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努めるように促したものである。二度の延長を経て2013年3月末をもって終了したわけであるが、問題は二度の延長を行ったこと、特に東日本大震災も関与した二度目の延長で中小企業に対して温情を与えてしまったことにある。制度利用における良し悪しの判断が難しいのには次の二つの意見に分かれるからである。一つは、制度による金融円滑化が中小企業の成長に結果的に活かされていないのではないかという意見だ。実際に本制度に申込みをした中小企業の約8割が再度申請を行っている。つまり赤字経営の継続及び企業自身の成長意欲欠如が伺える結果であるというのが一つ目の意見である。もう一つは、経営が不安定な現状の中で金融円滑化の延長がない場合に中小企業の倒産件数が一気に増加し、二次災害を引き起こす可能性があるという意見である。

20

25

30

しかし、金融円滑化法終了における対応策としては政策パッケージが敷かれ、金融機関は今まで通り返済猶予の相談や実行は行い、リスク要請に応じるなど実質的な金融支援を行った。2014年8月の「中小企業金融円滑化法」に基づく貸付条件変更後の倒産は20件であり、7か月連続で前年同月を下回っているという結果が出ている。しかし、返済猶予申請・継続のための経営改善計画書策定、月次進捗報告といった銀行との定期的なコミュニケーション、また10か月ぶりに前年同月を上回った99億4300万円（前年同月比98.3%増）の負債総額（10億円以上の大型倒産2件を含む）など依然として中小企業の資金繰りは厳しい現状である。

5  
10  
15  
20  
25

そして、現在実行中であるアベノミクスについても簡単に述べていく。アベノミクスとは2012年12月26日の第二次安倍内閣における安倍首相が表明した経済政策のことである。この政策で安倍首相は①大胆な金融政策、②機動的な財政政策、③民間投資を喚起する成長戦略の「3つの矢」を柱とした政策を掲げた。①はバブル崩壊後の20年にわたる不況原因はデフレと捉え、デフレ脱却を目指す2%のインフレ目標を設定し無制限の量的緩和を決定したものである。②は東日本大震災の復興における防災対策やインフラ整備、また地域活性化や再生医療の実用化支援など積極的な財政政策を行っていくというものである。③は7つのテーマを基に具体案をまとめ産業の育成・競争を計り、民間による投資を活発化させようとしたものである。以上の3つの矢を段階的に達成していこうというのがこのアベノミクスの特徴である。特に③は産業再編、企業の事業再構築、起業や投資を促進するための法人減税の拡充、海外M&A支援策、といった日本企業の国際競争力の底上げを視野に入れたものであり、主に中小企業に対する支援策であるといえる。

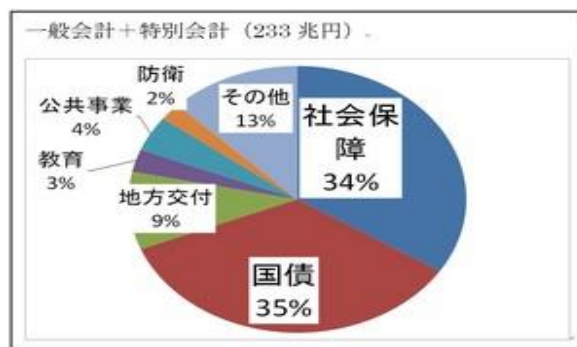
## 25 第2項 中小企業支援策における課題

30

主な中小企業支援策として我々は中小企業金融円滑化法の終了を取り上げ、アベノミクスにおいても簡単に触れてきた。確かに金融円滑化法は開始前、終了後も中小企業の倒産件数を着々と減らし続けてきた。しかし、上記のような中小企業支援策を行う前に日本の経済状況について把握しておかなければならない。



図表 2



5

出典：《地球村》(NPO 市民ネットワーク)

10 図表 2 は国予算における歳出別割合を表したものである。2013 年度における国の歳出は一般会計 103 兆円、特別会計 397 兆円、双方の重複を除いた 233 兆円となっている。図表 2 から、国債への依存度は高く、25 年 3 月時点で日本の借金(地方債、国債、その他)は約 1240 兆円にも達していることがわかる。このように、借金を借金で補ってきた日本がアベノミクスやその他の政策実現のために今日行っているのが消費税増税による予算費確保である。また、この消費税増税は決して国民だけの負担ではなく、企業にとっては国民以上に負担となっていることが図表 3 でわかる。

20

25

30

図表 3

D.I.の業況判断は0が業況判断の均衡値。

中小企業D I = 業況 / 金融庁					
	2月	5月	8月	5→8月	先行き
製造業	9	-13	-11	水面下	-15
小売業	-17	-55	-60	悪化	-38
卸売業	-28	-34	-49	悪化	-34
建設業	62	13	15		0
サービス業	9	-23	-30	悪化	-15
不動産業	2	-11	-13	悪化	-11
運輸業	-23	-30	-36	悪化	-38
平均	2	-22	-26	悪化	-22
・ D I は業況が良いとの回答から悪いとの回答を差し引いた数値					

出典：金融庁

- 5 金融庁は 2014 年 9 月 26 日、8 月の中小企業の業況 D.I を発表した。業況 D.I とは図表 3 で示しているように景気が「良い」と答えた企業の割合から「悪い」と答えた企業の割合を引いた数値のことを指す。図表 3 は消費税増税と円安による諸物価高騰による中小企業 D.I を示したものであり、小売業や卸売業など内需産業にダメージをもたらしていることがわかる。また、輸出型製造業
- 10 も世界景気の低迷と海外への既移転から伸びず、内需型製造業は小売業の D I と関連し、大きく低迷している。業況 D.I でより多くの中小企業が段階的な業績悪化を感じていることから消費税増税における中小企業へのマイナス面は大きいと考えられる。

- 15 消費税増税は国の借金とならずして飛躍的に税収入をアップさせることが可能である。しかし、それは国の抱えきれない借金を国民や企業に転嫁しているだけである。経済を潤す予算確保のための消費税増税はかえって国民や企業を苦しめるモラルハザードを引き起こす可能性がある。いずれにしろ、予算費用を国民に頼るほどの財政難の状況では中小企業支援策に求められるハードルも

自然と高くなる。そして国への依存で今日までかろうじて経営を保ってきた中小企業は今後さらに厳しい状況に晒され、綱渡りのような経営状況が浮き彫りになってくるのは時間の問題である。

### 5 第3節 BIS 規制

前述した通り、わが国の中小企業は運営資金の大部分を銀行からの融資によって賄っている。しかし銀行には様々な金融規制が敷かれているため、融資に踏み出せないケースが多々ある。その大きな要因として挙げられるのが BIS 規制である。BIS 規制（Bank of International Settlements）とは、銀行に対する自己資本比率の規制であり、銀行が保有する信用リスクに対し、一定水準以上の自己資本比率を保有することを義務付けた国際水準である。この BIS 規制はバーゼル規制とも呼ばれ、国際業務を行う場合は 8%、国内業務のみを行う場合は 4% 以上の自己資本比率を維持することを義務付けている。BIS 規制と中小企業への融資の関係性には信用力が挙げられる。中小企業は信用力が低く評価されることが一般的なため、信用リスクが高くなる。信用リスクが高くなると、銀行の自己資本比率が低下してしまう。そのため、銀行は信用リスクの高い中小企業への融資を避けるようになってしまい、中小企業の資金調達が滞ってしまうという現状がある。またこの BIS 規制は、国際的なシステムの複雑化や銀行業務におけるリスク管理手法の高度化を背景に自己資本比率の算出  
10 方法や最低基準を見直すことを目的として、2006 年末よりバーゼルⅡに移行した。また、現在はバーゼルⅢと呼ばれる新たな基準を設定、施行しており、  
15 2014 年 10 月 6 日にはオペレーションリスクについての改正案を提出するなどの調整を行っている。

### 25 第3章 中小企業の資金調達方法・課題

中小企業の資金調達方法は、直接金融、間接金融、市場型間接金融の大きく 3 つに分類できる。本章ではその 3 つの特徴について整理し、信用保証制度を踏まえて論考する。

## 第1節 直接金融

直接金融とは、借り手が金融仲介機関を介さずに資金を調達することである。直接金融については、第1項で株式・社債について触れ、第2項でクラウドファンディングについて論述する。

5

### 第1項 株式・社債

株式の発行による資金調達は、返済義務のない自己資本というメリットがある一方で、経営権を持つ株主の新たな参加を引き起こす行為であるため、会社経営側としては慎重に行う必要がある。また、既存株主の持ち株比率を低下させ、株式の希薄化による経済的損失を与える可能性があるため、既存の大株主に対しては一定の政策的配慮が必要になる。株式を自由に売買するためには、株式が証券取引所に上場されなければならない。有価証券報告書などを通じて経営情報を開示することが株式を上場する企業に義務付けられている。わが国の中小企業では、親子上場の解消、MBO（経営者による買収）、経営破綻による上場廃止のため、上場会社は減少している。

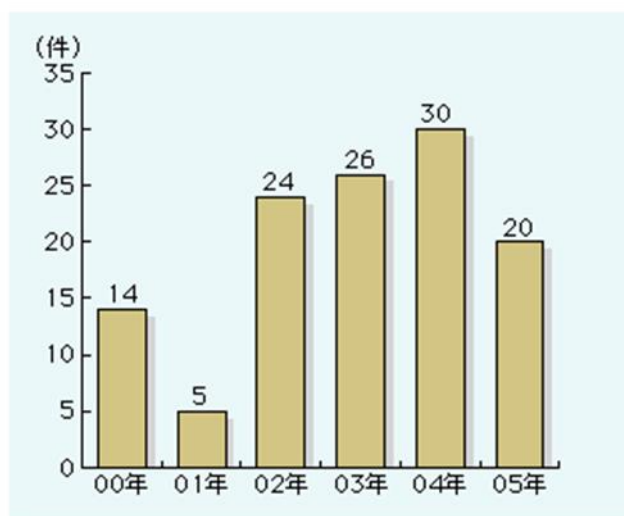
未公開株の非上場会社の株式は、一般的に役員や社員、関連会社、ベンチャーキャピタル（投資会社）などが保有している場合が多く、証券取引所を通じて取引はできないが、当事者間での売買は可能である。

また、未公開株を売買する手段としてグリーンシート市場がある。これは、非上場会社の株式などを取引するために、日本証券業協会が開いた市場である。取引所や店頭市場で公開されないベンチャー企業などの資金調達を円滑にし、また投資家の換金場を確保するためのものを指す。図表4より、グリーンシート市場を用いる企業が毎年、一定程度の中小企業が新興市場に上場を果たしていることがわかる。

25

30

図表4 グリーンシート市場登録企業件数



資料：三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)調べ

出典：中小企業庁 HP

- 5 社債とは、企業が、長期的な資金を広く市場から調達するための手段として発行する債券のことである。投資家が企業に出資する株式と異なり、企業に資金を貸す形態をとるため企業にとっては負債となる。よって会社は一定期間後に投資家に対して元金を償還する義務がある。株式会社や公共団体が発行する債券は、大きく2つに分かれる。不特定多数に販売する一般的な公募債と、少数特定の投資家に債券発行をする私募債である。

公募債とは、新たに発行される有価証券の募集を行うもので、有価証券届出書の提出・縦覧に約1ヶ月を要する。公募債券は多くの投資家に販売され、転売流通されることを前提としており、分割返済が付帯条件としてあると、元本の一部が償還されるリスクを投資家に負わせることになり、金融商品として魅力がそがれるためと考えられる。満期一括償還のため、満期時に償還額が多額となるが、一方で債券には長期借入金と異なるメリットが存在する。長期(20年~25年)の安定的な資金調達、債券の金利は固定金利が一般的なので将来の金利負担の把握が容易であり、将来の金利変動によって有利になることもある。

15 私募債を会社が発行する目的は、株式会社が長期の資金調達をするためである。私募債に分類される条件としては2種類あり、1つは発行する対象の人数

が 50 人未満であること、もう 1 つは金融機関に所属するプロの機関投資家のみに限定して発行することである。(尚、後者の場合は人数が 50 人以上でも良い。) 私募債は公募債と異なり、比較的規制が緩く、時価評価による財務内容を公表する必要がないことが特徴である。

- 5 少人数私募債は、金融機関からの融資ではなく、縁故者から直接資金を調達する社債のことである。自社の取締役会で発行を承認さえすれば償還期間や利息、発行金額を自由に決めることができる。また、債権者の属性からその購入動機が企業支援を根底とするため、実質的な借入金利を低く抑えられるメリットが挙げられる。少人数私募債は、近年の景気低迷により、金融機関からの融資が難しく、資金繰りが苦しい中小企業にとって新しい資金調達の手法として見直されている。銀行などの金融機関から資金を借入れるには、担保の提供が必須となり、多くの場合は担保価値が低く抑えられるといった現状を鑑みても有効な資金調達方法といえる。
- 10

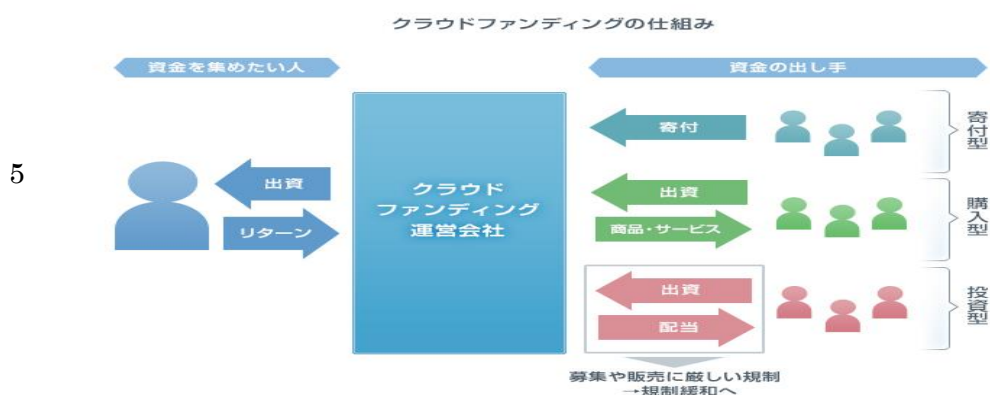
## 15 第 2 項 クラウドファンディング

- クラウドファンディングとは発展段階にある新興企業や自己資本が少なく資金調達が困難である中小企業がインターネットを通じて不特定多数の群衆(crowd)から資金調達(funding)を行うことである。先駆例となったのは、米国で 1995 年 5 月に完了した地ビール会社スプリングストリート・ブルーイング・カンパニーによる総額 160 万ドルの株式公募である。これを機に広まっていったクラウドファンディングであるが、図表 5 で日本におけるクラウドファンディングの現状や課題について触れていく。
- 20

25

30

図表 5



10 出典：企業マネジメント最新トレンド

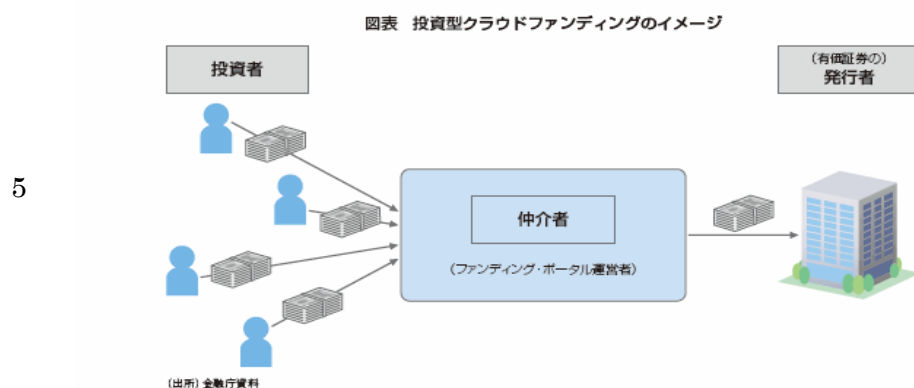
クラウドファンディングは大きく三つのパターンに分けられる。一つ目は何のリターンも求めない寄付型。二つ目は製品やサービスを提供し、それらに対する対価を受け取る購入型。最後は株式発行などを行い、集めた資金を利用して生まれた利益を投資者に配当としてリターンする投資型。しかし、株式の公募発行には発行金額次第で有価証券届出書の提出が必要となる。また日本証券業協会のルールでグリーンシート銘柄を除き、原則として証券会社による未公開株の投資勧誘が原則として禁じられていることから、日本での投資型クラウドファンディングの実施は難しいのが現状である。

20 米国においては、主に 2008 年のリーマンショック以降の IPO(株式上場)件数の激減を契機とし 2011 年 1 月にオバマ大統領は小規模成長企業が資金調達する可能性を高めるための改革を求め、2012 年 4 月にジョブズ法が成立した。このジョブズ法の目的はインターネットの活用を通じ小規模の成長企業が資金調達を容易に行えるよう規制緩和することで、起業や株式上場しやすい環境を作り、

25 雇用創出を生み、経済成長を高めることにある。このジョブズ法による投資型クラウドファンディングの規制緩和について述べていく。投資型クラウドファンディングには株式発行者と投資者の仲介を為すファンディング・ポータル、いわゆるクラウドファンディング運営会社が存在し、図表 6 で表される。

30

図表 6



出典：金融庁 HP

5

10

このファンディング・ポータルが買付け・売付けや投資助言といった勧誘を行うためにはブローカー・ディーラーへの登録が必要であった。しかしジョブズ法においてこの登録義務が除外されたため、より円滑な株式売買ができるようになったのである。つまりジョブズ法は仲介を為すファンディング・ポータルに非上場企業でも投資勧誘できるグリーンシートの利用をおおよそ認めたといえる。もしもわが国がジョブズ法を取り入れた場合、禁止されている非上場企業による投資勧誘がファンディング・ポータルを介することで間接的に許可されるということになるだろう。クラウドファンディングのような有用な資金調達方法をジョブズ法のような大胆なアプローチでその可能性をもっと引き出す。そのような試みをわが国は見習っていくべきである。寄付型における倫理的問題、クラウドファンディングの浸透率の低さ、支援者に対する不十分な情報公開など課題は様々である。しかし、クラウドファンディングは注目されている資金調達手段の1つであり、展開次第で発展の余地があるだろう。

15

20

## 25 第2節 間接金融

間接金融とは、借り手が金融仲介機関を介して資金を調達することであり、わが国の中小企業において最も一般的な貸出方法である。本節では第1項でレーショナルシップバンキングについて、続く第2項で ABL について述べていく。

30



## 第1項 リレーションシップバンキング

2003年3月27日に金融審査会が公表した「リレーションシップバンキングの機能強化に向けて」の報告書によると、リレーションシップバンキング（以下リレバン）は、「金融機関が顧客との間で親密な関係を長く維持することにより顧客に関する情報を蓄積し、この情報をもとに貸出等の金融サービスの提供を行うことで展開されるビジネスモデル」と定義される。

リレバンの本質は、長期的な取引関係により得られた情報を基に、質の高い対面交渉等を通じて、早い時短で経営改善に取り組む。同時に、中小企業金融における貸出機能を強化することにより、金融機関自身の収益向上を図ることになる。また、金融機関と地域の中小企業とによるリスクの共同管理やコストの共同負担という基本的方向性を踏まえ、相互の信頼関係の下、情報開示を一層推進し、借り手と貸し手の双方の健全性の確保を目的としている。

リレバンのメリットとして、情報の非対称性の問題に対処出来ることが挙げられる。長期にわたって借入を繰り返し、約束どおり返済していくうちに、企業は次第に良い借手であるという評判を確立する。長期的な取引がなくても、銀行は多面的な取引関係を通じて正確な情報を集めることができ、情報生産の固定費用の重複を防いで低費用での情報生産を行うことができる可能性がある。これは、取引の多面化という側面から取引関係を深めるメリットである。銀行は長期的な取引関係を通して他の金融機関や外部者には手に入れることができないソフト情報を得ることができ、これは、取引の多面化から得られる情報のメリットに関しても同様のことが言える。つまり、たとえ銀行が当座預金の受け入れなど貸出以外の取引関係から有益な情報を得たとしてもその情報が外部にも利用可能な場合には有用ではないのだ。リレーションシップを確立した銀行は、当該企業に対して円滑に資金を提供することができ、また獲得した情報に基づいて効率的な資金提供を行うことができる。このため、銀行自身が当該企業に関する情報を積極的に獲得しようとするインセンティブが発生する。こうした情報生産の向上もメリットの一つである。

一方、リレバンの課題として、ソフトバジェット問題とホールドアップ問題がよく挙げられる。ソフトバジェット問題では、金融機関は当初契約時よりある程度担保や保証を要求することで当該企業負債の中で金融機関債権の法的優

先性を確保する必要がある。これにより、追加支援の可否、条件変更内容等の判断を客観的に行うことができ、また支援後の再生経過へのモニタリングも支援打ち切りを常に視野に入れながら行うことができるようになる。このことが、支援を受ける取引先のモラルハザードを防ぎ、大きな効果をもたらすのである。

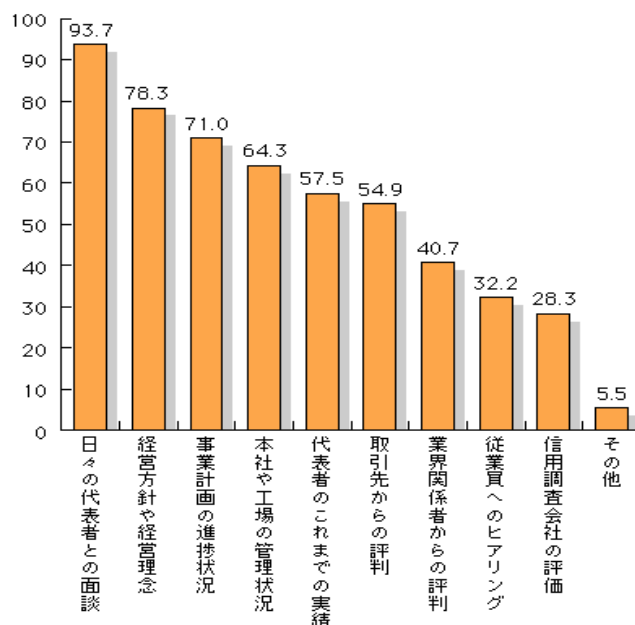
- 5      ホールドアップ問題とは、金融機関や投資家にとって魅力的な取引先企業が資金調達手段の多様化を選択し、取引金融機関が情報の独占性を喪失した場合に、金融機関側もリレーションシップ維持へのインセンティブを失い、リレバンのメリットを双方が失うことである。この問題は、単一金融機関による情報の独占と対価としての長期的取引関係の維持というリレバンの本質に起因するものであり、根本的な解決は難しいと考えられる。しかしながら、長期コミットメントラインを提供することで、少なくとも取引先企業側の機動的資金調達に支障が生じる弊害を避けることはできるとされている。

- 15      近年、リレバンの機能強化が指摘されるようになってきている。企業側からは経営内容や事業の成長性を踏まえた融資が十分に行われておらず、担保や保証に過度に依存しているのではないかと、融資後もモニタリングすることにより経営指導・経営支援を行うといった対応が十分になされていないのではないかとという議論もされている。一方、企業金融の第一人者である Boot（2000）はリレーションシップバンキングこそ、情報の非対称性を解決するための最良の手法であると論じている。リレバンの推進は中小企業金融の多様化・円滑化のためにも重要であると認識されるようになってきた。また、同様に政府系中小企業金融機関においても、さらなる中小企業金融の多様化・円滑化を図るため、地域金融機関との連携強化等を図りながら、①創業支援や中小企業の新事業進出・再生支援、②目利きを活かした、担保や保証人に過度に依存しない融資、③地域金融機関に対する情報提供や協調融資等を、さらに推進しようとする取り組みが見られるようになってきている。

- 25      金融検査マニュアルについても、リレバンの重要性がさらに反映されるようになってきている。2004年2月に改訂された金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕では、貸手による借り手側への働きかけ、つまりリレーションの構築により得た定性情報等を、債務者区分の判断においても十分勘案することとされている。定量情報については決算書等の資料を使えば金融機関に伝えることは

できるが、大企業に比べ中小企業では、信頼性の高い客観的な計算書類等を定期的に作成し、金融機関等に提供すること自体が未だに定着しているとは言えない。このような正確な資料作成と提供の慣行を定着させることは企業自身の実態把握や経営方針の検討等に有益であるのみならず、資金調達環境の改善にも効果があるとも考えられる。金融機関の審査においても、計算書類の信頼性の重要度が高まっており、このような資料の作成を前提とした融資制度を設けている金融機関が増えていることから中小企業においては積極的な対応が望まれる。

10 図表 7 銀行が企業の代表者の資質を評価する際の判断材料



資料：(社)中小企業総合研究所「中小企業向け貸出における実態調査」  
(2005年1月)  
(注)複数回答のため、合計は100を超える。

図表 7 は、金融機関が代表者の資質を評価する際にどのような情報から判断しているかを示したものである。金融機関は日々の面談や企業の経営方針、事業計画の進捗状況を見て代表者の資質を評価している割合が高いことが分かる。

15 代表者は金融機関との面談や、経営方針を反映させた実現可能性の高い事業計画書を金融機関に提出することが望まれる。

変化する日本経済の中で、企業の価値について財務諸表、株式時価総額等だけでは捉えきれない要素も多く存在する。企業の将来価値やポテンシャル、先

見性は財務諸表では捉えられない。株価は先行指標といわれ、企業の将来価値を一部反映しているとされているが、十分ではない。そこで注目されるのが知的財産という考え方である。知的財産はまさにリレバンでいうソフト情報そのものである。2006年3月「中小企業知的資産経営報告書」では、「企業等の競争力の源泉としての、人材、技術、技能、知的財産（特許、ブランド等）、組織力、顧客とのネットワークなど、財務諸表には現れてこない資産の総称」を知的資産と定義した。EU諸国では1990年末からその評価などを行なっている。

5 この知的資産はリレバンではソフト情報として認識されたものであるが、これを融資の審査において評価し物的担保・人的保証に替わるものとして位置付けることが重要である。何よりも、地域金融機関が中小企業の知的資産経営を評価し、それを担保価値として認識することで中小企業サイドでも普及促進となるほか、経営者自らに知的資産経営を気付かせ、積極的な意識付けとその活用に繋がるものとなる。また、BCP（緊急時企業存続計画）の観点からも知的財産は非常に重要である。

10

15 金融機関の規模によってもリレバンへの適性があるとされている。大銀行など組織が重層化し、地理的にも営業地域が広域の金融機関の場合、組織の複雑化が営業担当者と経営者との間でのソフト情報の授受をより困難にする。また、営業地域も広域なため、経営者が地域の特性を理解した上で最適な戦略をとることが難しくなるのである。一方、小規模金融機関は、経営者層と営業担当者

20 の組織的な距離が近く、また営業地域が狭く、経営者も同地域の住民である場合が多いため、営業担当者の持つソフト情報へのアクセスとそれを理解した上での経営戦略立案が行いやすいといえる。このため、営業担当者と経営者の利害衝突や地域特性に立脚した経営戦略の採用という面では、小規模金融機関がリレバンに適しているとされている。審査・モニタリングに際して多くのソフト

25 情報に依存するリレーションシップ貸出の場合、借り手と実際に接する担当者が融資を審査・監視する本部セクションに対して認証可能な形で自らの与信判断を伝達することは困難である。したがって、リレーションシップ貸出の展開にあたっては、担当者にある程度の権限委譲を行うとともに、貸し手の内部での担当者と本部セクションとのエージェンシー問題（利益相反問題や情報伝達の困難）に対処するため、何らかの対応が必要となる。このとき、組織階層

30

が重層的であり、かつ融資担当と本部組織との「距離」が遠い大手金融機関の場合、こうしたエージェンシーコストが高くつくため、リレーションシップ貸出は相対的に不向きであると考えられる。一方、融資担当者と本部の距離が近い小規模な金融機関は、リレーションシップ貸出に向いていると考えられる。

- 5 企業と金融機関の良質なコミュニケーションは、ソフトな情報の流れをスムーズにすることで情報の蓄積を促し、長期間の取引関係に代える。リレバンを図ることで、企業と金融機関が円滑に資金調達を行うことができ、さらに、目的意識の共通化や企業が抱える問題を特定し解決することが出来る。

## 10 第2項 ABL

動産債権担保貸出（ABL：Asset Based Lending）とは、企業の保有する在庫や機械設備、売掛債権などの事業収益資産を担保として資金を貸し出す仕組みである。不動産や個人の借入に依存することなく、貸し手と借り手の関係強化が期待できる。ABLの機能の発揮により企業の資産の有効活用がなされ、柔軟な資金供給ができると考えられる。

- 15 中小企業のバランスシートにおける資産は、以前担保にされてきた不動産よりもABLで担保にすることができる売掛債権と動産の割合の方が大きいので、中小企業の今後の資金繰り改善のためにこれらを担保にしていくことが有効であるといえる。在庫や売掛債権などの動産は、事業キャッシュフローを生み出す元となる資産であり、企業はその資金から生み出されるキャッシュフローにより借入金の返済を行う。また、与信枠（貸出条件額）は日々変動する動産の担保価値の決算価値に基づいて設定され、通常は担保価値が常に貸出上限額を上回るようになっている。

- 25 わが国におけるABLについては、貸し手が動産担保を厳格に査定・管理する事例がまだ少なく、リレーションシップ貸出における担保の規律付け効果を補強するものとしての役割のほうが大きくなるのではないだろうか。担保価値の変動が激しい動産を担保とする場合、不動産担保以上にきめ細かいモニタリングが必要とされる。リレーションシップ貸出の特質は、貸し手と借り手双方深いコミットメントにある。貸し手が動産担保を積極的に活用して、企業の事業リスクにコミットする一方、企業は米国の包括担保のように、メインバンク

に対して幅広く担保を提供する形で貸し手との関係性を深めていく。

### 第3節 市場型間接金融

5 市場型間接金融とは、広く財務内容を開示することや債権の流通可能性を高めることによって、資金調達の可能性を高めることを目的としている。そして証券ではなく、借入金（間接金融の手法）によって資金調達を行うものである。本節では、この市場型間接金融と呼ばれる資金調達方法について述べていく。

#### 第1項 トランザクションバンキング

10 リレーションシップバンキングの対極にあるのが、トランザクションバンキングである。ここでは、トランザクションバンキング（以下、トラバン）について述べる。トラバンの手法は、比較的広く共有された情報をベースに、個々の貸し出しごとにその採算をみながら、取引を実行するか否かを決める。銀行の規模が大きくなるほど、この手法を用いる傾向にある。トラバンの形態は、  
15 ①財務諸表貸出、②クレジット・スコアリング貸出（SBCS）の2つに分類される。

##### （1）財務諸表貸出

財務諸表貸出とは、主に借入企業の財務諸表に基づいて与信判断を行う貸出である。具体的に挙げると、金融機関が EBITDA（利払い前・税引き前・25  
20 減価償却前・その他償却前利益）などの企業のキャッシュフロー関連指標を重視した審査・モニタリングを行う。借入企業にとっては情報開示コストが大きいだけに、中小企業の中でも相対的に規模の大きい企業が対象となりやすいと考えられる。

##### （2）クレジット・スコアリング貸出

25 クレジット・スコアリング貸出（SBCS：Small Business Credit Scoring）は、借り手の信用リスクと関係が深い諸変数（企業や経営者の属性、財務状況など）を用いた計量モデルにより借り手の信用力を表すスコア（評点）を推定し、これに基づいて融資実行に可否や金利などの契約条件を決定する貸出状態である。特徴は、個々の貸出案件ごとに与信リスクを判断するのではなく、  
30 多数の小口貸出をポートフォリオとして束ねた全体の平均的なパフォーマンスに

基づいて与信判断がなされる点にある。現在、クレジット・スコアリング貸出がトランザクション貸出の中では主流となっている。近年、大手銀行はもとより、地域金融機関でも「クイック・ローン」、「ビジネス・ローン」などという名称の中小企業向けの無担保貸出が増えている。これらはいずれもクレジット・スコアリングと呼ばれるコンピューターシステムにより自動与信が一般的な与信技術を活用した貸出手法である。もともと米国の消費者ローンを対象として開発され、金額が小さな中小企業向け融資を簡易審査でローコストに行うメリットがあった。日本では1998年に東京都民銀行がクレジット・スコアリング貸出の取り扱いを開始した後、大手銀行や地域金融機関が順次取り入れ

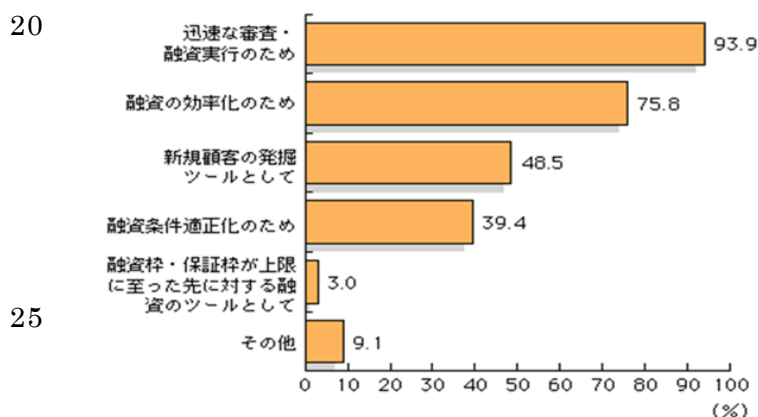
5

10

金融機関の情報生産活動（借り手の審査・モニタリング）は固定費的な側面が強いため、貸出額が小口の零細企業ほど単位当たり情報生産コストが高くなり、資金調達に困難をきたしやすいという問題点や、零細企業の財務諸表データの信頼性が低いという問題点が挙げられる。この点で、クレジット・スコアリングは、審査・モニタリングを自動化・効率化することができるため、伝統的なリレーションシップ貸出では採算の合わなかった小口の資金需要をもつ中小・零細企業に対して有効に機能する。

15

図表 8



資料：「スコアリングモデル型融資に対する取組状況に関するアンケート調査」(2004年6月)(益田・小野「2004」より引用)  
 (注) 1. スコアリング型融資について「既に取扱いを開始している銀行」、「取扱いを開始していないが興味がある銀行」について集計した。  
 2. 複数回答のため合計は100を超える。

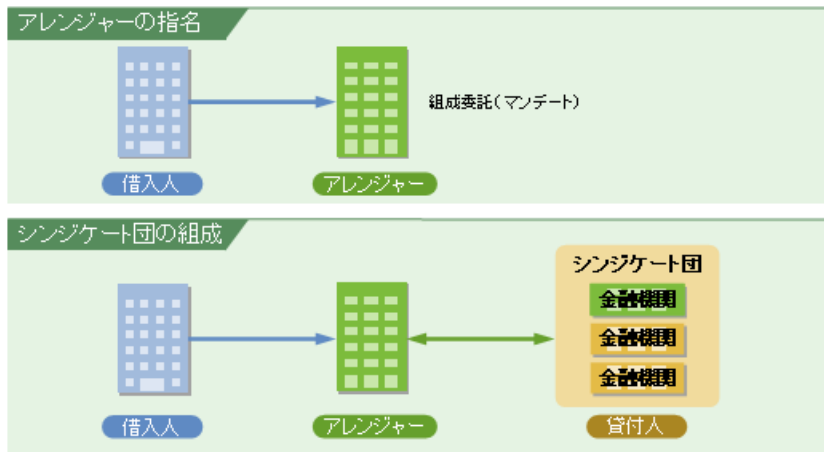
30 出典：中小企業庁 HP

## 第2項 シンジケートローン

シンジケートローンとは複数の金融機関がシンジケート団を結成して、同一の契約書に基づいて同一の約定条件で行う貸出のことであり、図表9、10が仕組みである。

5

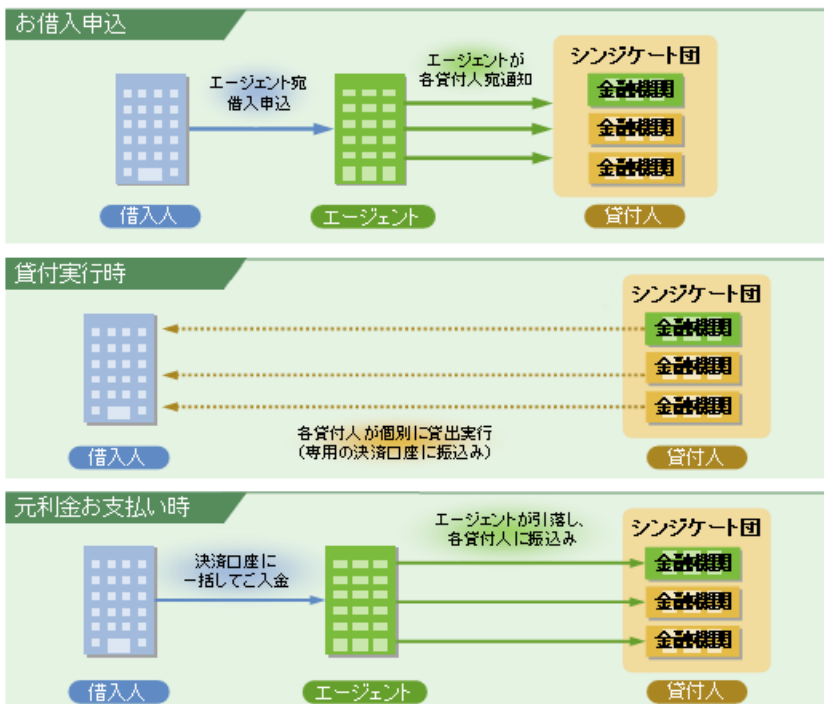
図表 9



10

15 出典：三井住友銀行 シンジケートローンのしくみ

図表 10



20

25

30 出典：三井住友銀行 シンジケートローンのしくみ



- このうちアレンジャーと呼ばれる一部の金融機関は、シンジケート団を結成するとともに借入企業と参加金融機関のニーズを見極め、約定条件の設定、契約書の作成等中核的な役割を果たしている。参加金融機関はアレンジャーからの招聘を受けて 15 案件内容を独自に審査し、シンジケート団への参加の可否を
- 5 決定する（図表 1）。エージェントは各貸付人の代理人となり、契約期間中の借入人・貸付人間の通知取次や、元利金の受け払い等の資金決済に関する事務の取りまとめを行う。通常はアレンジャーをつとめた金融機関がエージェントに就任し、借入人にはエージェントに対する手数料（エージェントフィー）が発生する。金融機関側のメリットとしては、一行自体の融資額が抑えられること
- 10 から不良債権化のリスクが緩和されることが挙げられる。また、企業側のメリットとしては、①新たな取引金融機関の開拓、②条件・金利の一本化、③金融機関との交渉負担の軽減などが挙げられる。デメリットとしては、借入のたびに契約書を作成する必要があり、アレンジメントフィー（契約取りまとめ手数料）、エージェントフィー（事務取りまとめ手数料）がかかるため、結果的に膨
- 15 大なコストが発生することである。そして、銀行側の意思決定は多数決（決定権は融資額に比例）であり、取組額は 5 億円程度からとなっているため、十分な資金がない中小企業は使いにくい。上記のように、いくつかのメリットを考慮したとしても、資金調達にコストがかかることは中小企業にとって望ましいことではない。
- 20 近年のシンジケートローン市場は、2008 年に一旦落ち込み、その後回復傾向にある。その規模は社債市場を大きく上回っている。しかし、市場が回復傾向にあるからといって必ずしも中小企業が積極的に利用しているとは断言できない。シンジケートローン市場を組成金額別にみてみ 5
- 25 ると、1 億円未満で組成されている割合は 2006 年時点で全体の 22.3%<sup>5</sup> にしか満たない状況にある。これは近年小口化されているとはいえ、依然として一部の有力な中小企業に限られた資金調達手段であることを意味しており、よって、今後中小企業が積極的に活用していくとは考えにくい。

#### 第 4 節 信用保証制度

- 30 中小企業は全事業所の大部分を占めているにも関わらず、信用リスクの高さ

から多くの企業が金融機関や投資家からの資金調達に苦しんでいる。また、中小企業は資金面において信頼を得るために時間とコストをかけることが難しいのが現状である。そのような資金力のない中小企業の支援を行っているのが信用保証協会である。信用保証協会とは一般的に、中小企業が金融機関から資金  
5 調達を行い、金融機関へ弁済できない場合に金融機関に対して代弁返済を保証している。中小企業は保証協会に対して経営リスクや成長性に見合った保証料を支払い、保証契約を結ぶことによって資金の弁済を保証協会に保証してもらうのである。上記のような仕組みを信用保証制度という。また、信用保証協会は、資本が少なく大企業よりも信用リスクの高い中小企業がより円滑に資金を  
10 調達できるよう救いの手を差し伸べた機関なのである。信用保証協会は現在各都道府県に1協会存在するほか、大阪市、名古屋市、川崎市、横浜市、岐阜市といった市単位のものも含め、現在では全国で52協会存在している。信用保証協会は昭和29年7月20日に成立された信用保証協会法に基づいて設立された公的機関であると認定されている。

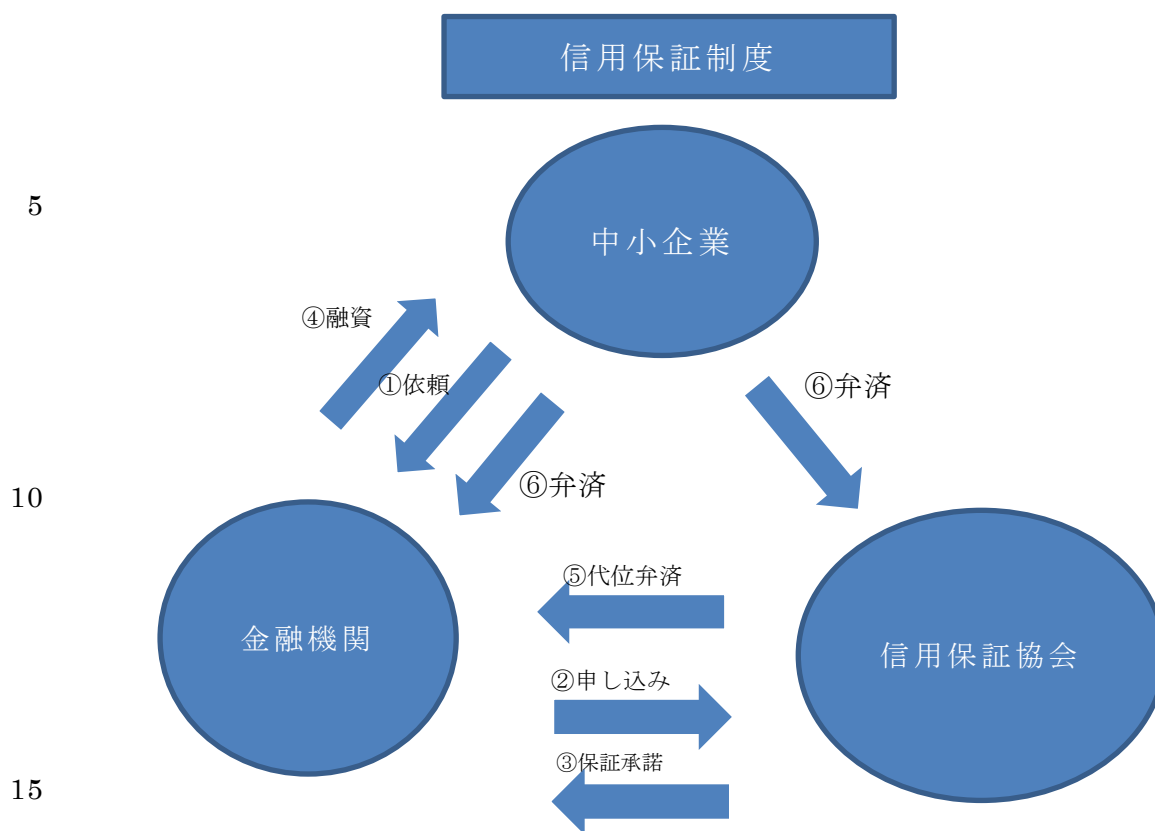
15

20

25

30

図表 1 1



出典：熊本信用保証協会パンフレットより著者作成

図表 1 1 は信用保証制度の仕組みである。今日では中小企業が弁済できない場合、借入資金総額のうち保証協会は 80%の代位弁済(⑥)を金融機関に対して行い、金融機関は 20%の負担を被るという責任共有制度が適用されている。例えば、中小企業が保証協会と契約を交わし金融機関から 100 万円借りたとする。この 100 万円を中小企業が弁済できなければ保証協会が代わりに 80 万円だけを金融機関に弁済し、金融機関は 20 万円の負担をするという計算になる。その後、中小企業は保証協会に 80 万円、金融機関に 20 万円それぞれ利息をつけて返すことで弁済完了となる。つまり、今日の保証協会では責任共有制度を利用し、責任を金融機関に一部転換することによってリスクマネーの削減、リスク回避を行うことによって保証協会自身の負担を少なくしているのである。また、利息における利率は図表 1 2 における審査によって決定されている。

30

図表 1 2

料率区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45

出典：熊本信用保証協会パンフレット

図表 1 2 は保証協会の中小企業に対する審査によって決定される保証料率区分を示しており、保証料率が低いほどリスクの少ない、つまり弁済能力のある企業区分に分類される。また、この保証料率区分の振り分けも余計なリスクを回避するための役割を果たしている。中小企業が信用保証協会を利用すべきである利点は、前述以外に複数ある。例えば、保証金額において無担保では上限 8000 万円、担保は 2 億円の総額 2 億 8000 万円と中小企業にとって十分な保証をしてもらえる。また、個人の場合は連帯保証人を原則必要としない。法人の場合は経営者だけが保証人になればいいといった保証手続きがより簡単に行えるようになっている（※代表者と実務経営者が異ったり、個々の組合事情により連帯保証人が必要な場合がある）。さらに創業や成長見込みがあれば赤字決済における計画であっても融資が可能のため、より多くの中小企業が利用できる。信用保証協会は幅広い中小企業による利用が可能であり、今後も中小企業にとって有用な資金調達方法として利用されていくだろう。

#### 第 4 章 有効な資金調達の方策

本章では、前述したわが国における中小企業の現状から資金調達方法を考慮したうえで、これから中小企業が資金調達を円滑に行うための方策を比較・検討する。第 1 節では保証付私募債、第 2 節では ABL について深い考察を行う。

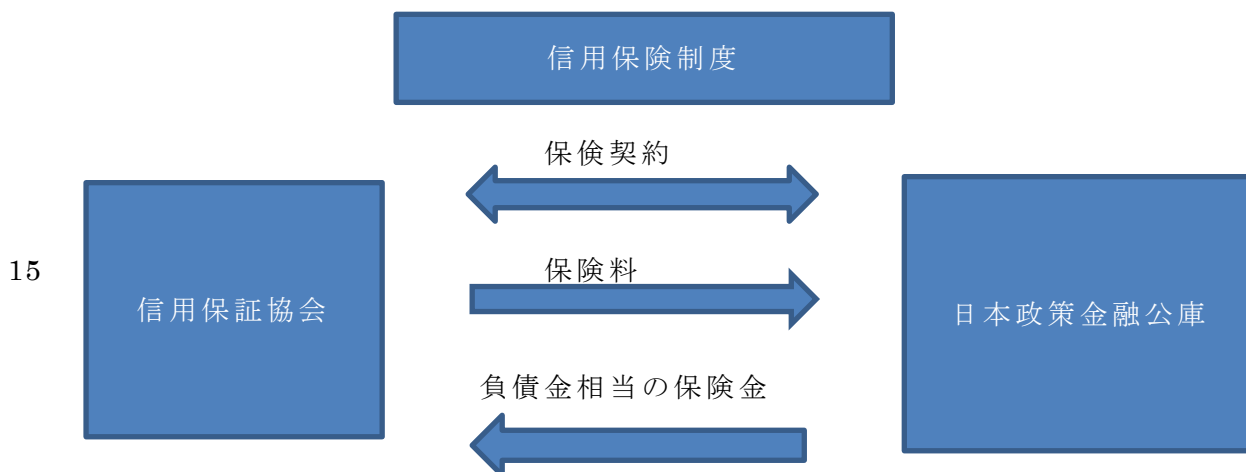
##### 第 1 節 保証付私募債

保証付私募債は金融機関保証による私募債と信用保証協会保証による私募債の 2 種類に分類される。その中でも後者と少人数私募債を組み合わせた資金調達方法に注目した。本節では信用補完制度と少人数私募債を説明した上で保証付私募債の実用性について述べていく。

## 第 1 項 信用補完制度

第 3 章第 4 節で信用保証制度の説明をしたが、中小企業が代位弁済後に、弁済できない場合に利用されるのが信用補完制度である。信用補完制度とは、信用保証制度に加え信用保険制度との連携による総称である。信用保証協会は中小企業と保証契約を結ぶ前に、予め中小企業に対する信用保証として政府出資の日本政策金融公庫と保険契約を交わしておく。保証協会は保険料を支払い、保険を掛けることで中小企業の弁済が滞った際の負債金額が日本政策金融公庫から下りるとするのが大まかな仕組みである（図表 1 3）

10 図表 1 3



20 出典：熊本信用保証協会パンフレットより著者作成

信用補完制度とは、信用保証制度を信用保険制度がバックアップしたものである。中小企業が弁済できなかった場合、法的な手続きによって担保保証なら担保で受け取り処理を行い、無担保なら給与差し押さえ、あるいは不良債権処理などの対応をとる。また、保証協会は保険金が下りた後に弁済金を回収した場合、回収した分だけ日本政策金融公庫に納付しなければならない。保証協会は赤字経営を行っているということを知った。しかし、実際は保証協会の抱えた負債は日本政策金融公庫が負うのが一般的であり、保証協会にとってのマイナスはほとんどないだろう。

30

## 第2項 少人数私募債

私募債とは、公募債のような不特定多数の人々から資金を募るのではなく特定の人々によって集められる資金調達方法である。少人数私募債の発行には図表14のような条件が必要である。

5

図表14

- ・社債の発行総額が1億円未満であること
- ・株式会社のみ発行できる。
- ・社債の購入者は50名未満(過去半年以内の私募債を発行は人数換算される)
- ・社債の一口の最低金額が1/50未満
- ・募集の対象者は経営者個人、経営者の親族、知人、社員、取引先などの縁故者
- ・金融商品取引法で義務付けられている有価証券届出書や官庁などへの届出は必要ない
- ・取締役会の決議事項として、出席取締役の過半数の賛成が必要

出典：青山税理士事務所より著者作成

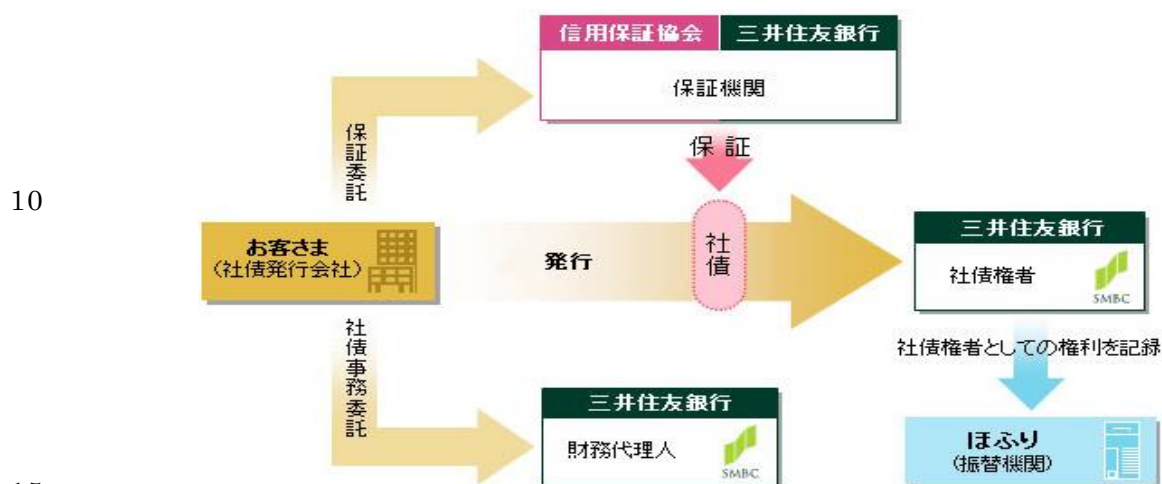
- 10 少人数私募債を利用するメリットには、利息が後払い(半年後、1年後)、担保がいらない、社債管理者設置不要による管理コストの削減などが挙げられる。また、不特定多数から資金を募る公募債ではないので資金提供者がより明確で元からあまり手間がかからない手続きをより簡素にすることが可能であるというのもメリットの一つである。さらに少人数私募債によって集めた資金を経営
- 15 の成長に活かし、債務者へ配当金としての利益をもたらしたなら債務者から信頼を得ることができる。信頼を得ることでリピーターを増やし、長期で安定な資金調達可能への期待も見込めるのである。

### 第3項 保証付私募債における改善点・有用性

我々が注目した保証協会保証付私募債を述べる前にまずは図表15の三井住友銀行が行っている保証付私募債の仕組みに触れる。

5

図表15



10

15

出典：Copyright©2014 SUMITOMO MITUI BANKING CORPORATION

より引用

図表15は金融機関から資金調達を行うため保証協会の保証だけでなく、金融機関の保証も必要とする連帯保証によって企業の社債発行を保証している、いわゆる信用保証協会保証付私募債である。我々が注目する少人数私募債を保証協会が保証していくという保証付私募債には図表？を基に次の二つの改善を行う必要がある。まず、三井住友銀行が行う信用保証協会保証付私募債については保証協会と金融機関との両方の保証が必要なため、中小企業にとっては資金を調達するための審査ハードルが高くなってしまふ。保証における審査内容は双方ともあまり変わらないので保証協会のみの保証で十分であると考える。一つ目は信用協会保証において金融機関との関与を必須条件から外すことである。保証企業審査結果を日本政策金融公庫という公的機関と共有することによって審査の信憑性は高まる。さらに公的機関に直接情報提供を行うことで適正

30

な政府支援が受けられるのである。二つ目は少人数私募債において株式会社以外の利用も可能にすることである。社債以外にも担保や現金等と視野を広げていくことでより多くの中小企業の利用が期待できる。またその中で企業内の社員への募集は企業内内部分裂や経営意欲の低下に繋がる恐れがあるのでなるべく控えなければならない。上記の二つの改善案を行っていくにあたり①保証協会による保証企業への現場訪問徹底、②保証企業、保証協会が参加する私募債引受者を集めた事業計画の説明会の義務付けをしなければならない。保証協会は多くの中小企業の保証を行うため書類のみによる審査も取り扱っている。また、金融機関以外の資金調達も可能にし、資金提供者のリスクも考慮されるからこそ、①、②のような保証協会による綿密な取り組みが必要なことは当然である。確かに中小企業にとって審査費用の増加は負担である。しかし、資金調達の規模が小さいため多少の審査費用分を保証料率に上乗せしても中小企業にとっての負担は少ないと考える。最後に触れておかなければならないのが政府出資の日本政策金融公庫である。この機関は今日においては経営赤字となっている。しかし、政府主導機関の経営赤字における改善は日本が抱える負債処理を意味するので直接中小企業の資金調達と結びつけることは難しいと考える。それ故、本節はこの日本政策金融公庫の赤字には触れる余地がない上で論考している。

以上本節は主に信用保証協会保証と少人数私募債を結合させた保証付私募債について述べてきたわけであるが、最大の魅力は多くの中小企業が時間もコストもかけず、少ないリスクで資金調達を行うことができることだ。また経営促進に成功した場合、長期で安定的な資金調達が見込まれるなどリレーションシップ向上効果もある。一方失敗した場合は保証協会というセーフティーネットが引かれているので、資金に乏しいベンチャー企業や創業企業も積極的に利用できる。約420万存在する中小企業のうち信用保証協会の利用は約154万とさらなる利用を期待したいところである。確かに一度弁済不能となった中小企業は信頼を失うので保証協会の再利用は難しい。しかし、信用保証協会は数多くある資金調達方法の中の一つであることを考慮すれば、中小企業に積極的にチャレンジできる機会を与えてくれる信用保証協会が中小企業にとってどれだけ優れた資金調達方法であるかがわかるだろう。信用保証協会は、中小企業の抱



える様々な問題を「信頼」というソフト情報によって解決する機関なのである。

## 第2節 ABL普及への取り組み

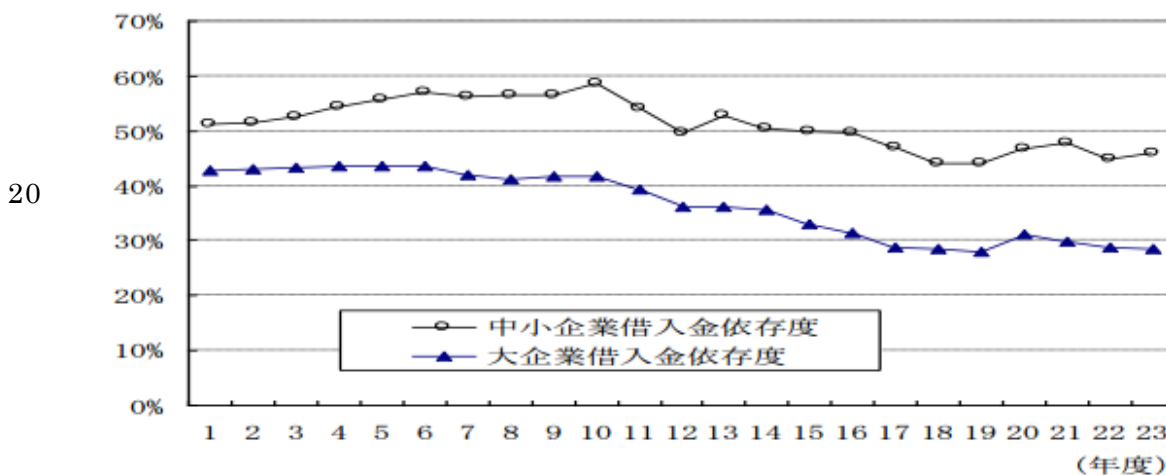
### 第1項 中小企業における資金調達の現状とABLへの期待

5 わが国における中小企業の資金調達構成は、借入を中心とした負債に大きく依存している。(図表16)しかし、金融機関による融資は伝統的に不動産や個人保障に依存してきたため、担保となる不動産に乏しい中小企業は、資金調達に困難なのが現状である。日本銀行金融機構局の試算によると、借入需要に対して担保が不足している企業(担保制約企業)は中小企業全体の48%に上り、

10 担保制約企業の借入金額は担保非制約企業の借入金額の半分以下にとどまっている。1このことから、不動産を中心とした担保の不足が中小企業における借入れの妨げとなっているのは明白である。中小企業の資金調達を円滑化するという観点から、不動産担保や個人保証に過度に依存した、従来型の融資からの脱却が強く求められている。

15

図表16 借入金依存度の推移



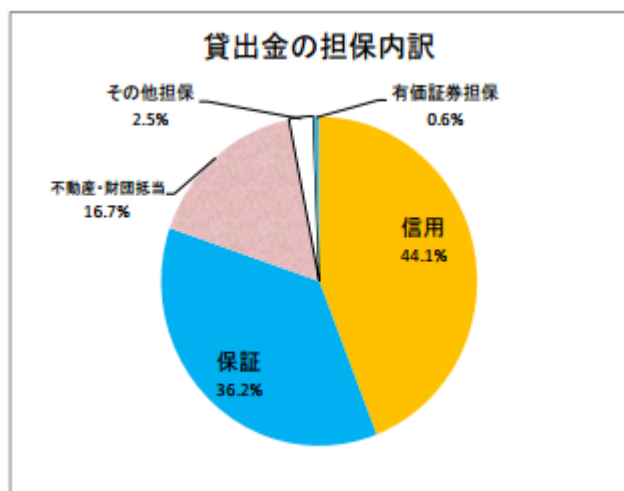
出典：一般財団法人商工総合研究所「平成24年度調査研究事業報告書」

こうした状況が深刻である今、ABL（アセット・ベースト・レンディング）

1平成23年度日銀レビュー 中小企業の資金繰りを巡る論点－ABLと電子記録債権による売掛金の活用－

の普及こそが中小企業の資金調達難の解消に必要不可欠であると我々は考えた。図表17は、金融機関の貸出金の担保内訳と、平成20年度時点の日本の企業のバランスシートの一部である。バランスシートから、平成20年度時点で土地が約187兆円あるのに対し、売掛債権と棚卸資産（在庫）を足した額は284兆円と、売掛債権と棚卸資産の合計が土地保有額を大きく上回っている。これらの動産を活用するABLは潜在的担保としての余地が大きく、中小企業が事業の拡大に伴う資金需要ニーズの充足や、新たなビジネスに挑戦するための資金調達手段の1つとして有効なのではないかと考える。

10 図表17



15

企業の資産構成

資産	金額
現金預金	165兆円
受取手形	24兆円
売掛債権	182兆円
棚卸資産	102兆円
有価証券	22兆円
土地	187兆円
その他建物 機械設備等(注)	276兆円
投資有価証券	212兆円
総資産	1,446兆円

20 出典：日本銀行(2013)「ABLを活用するためのリスク管理」

経済産業省「ABL普及・活用に関する調査研究報告書」によると、ABL(Asset Based Lending:動産・債権担保融資)は企業が有する在庫、売掛債権や機械設備等の事業収益資産を活用した金融手法と定義される。特筆すべきは、ABLは事業収益資産を活用した金融手法ということである。ABLの特徴は大きく2つに分類できる。1つは、金融機関から融資を受ける際に差し出す担保が、従来の不動産や現金、株式債券などではなく、その企業が保有している在庫や売掛債権、機械設備等といった様々な資産を担保として利用できる点である。もう1つは、動産担保のモニタリングを通じ、コミュニケーションを図るとともに、融資先企業の実態把握・理解の促進を図ることができる点である。わが国

30

は、不動産担保において担保の徴求による元本リスクの低下にあぐらをかき、債務者に対するモニタリング不足に陥った歴史があるにも関わらず、不動産担保の利用状況は依然として高い。このことから、わが国の金融機関は、担保を取るといことが最終目的になっていることが考えられる。しかし、ABLは融

5 資先企業の実態把握・理解が不足し、担保を取ることばかりを重視しては、一時的な資金調達方法としては機能するがそれ以上に拡大することはない。ABLも企業実態の把握という目的を忘れると、不動産担保への過度な依存から生じたバブル崩壊の二の前になってしまう恐れがある。よって我々はABLを融資するための手法として認識するのではなく、企業実態の把握を最も正確かつ

10 つ具体的に行えるのがABLの中の動産評価であり、把握した結果として必要であればABL融資を実行する、という認識が適切ではないかと考える。

## 第2項 ABLの現状

### 2-1 ABLの普及度・認知度

15 図表18から、わが国の金融機関のABLの普及状況を見ると、「取り組んだ実績がある」としている金融機関が少なくないことがわかる。もっとも、一金融機関当たりの平均的な取組み件数は少なく、リスク管理能力が集積できている先は限られている。また、図表19からわが国のABLの市場規模を見ると、平成21年度をピークとして融資額は減少してきており、融資残高も比例して

20 減少していることがわかる。しかし、それはわが国のABLを囲む環境が変化してきたことに加え、模索的にABLを行ってきた金融機関が、ある程度経験を積んだことでABLの投資対象として適格かどうかを判断する力がついてきたことが原因だと考えられる。また、金融機関が、適合性の高い案件を選別し、計画的に対応するよう舵を切る一方で、そうした取組が困難と判断した金融機

25 関は、新規の融資実行を取りやめている可能性がある。実際、残高は平成22年度以降減少に転じているものの、一件当たりの融資実行額は増加傾向を維持しており、特に平成23年度においては大きく増加していることから、ある程度の案件規模が見込め、金融機関にとって費用対効果の観点で継続的な取組が可能な案件を選別し、融資実行している可能性を示唆している。

図表 1 8

業態 (回答先数)	「実績がある」と答えた割合
主要銀行 (10 先)	50.0%
地銀 (38 先)	100.0%
地銀Ⅱ (28 先)	89.3%
信用金庫 (241 先)	61.4%
その他 <sup>5</sup> とも計 (524 先)	50.7%

5

出典：経済産業省(平成 23 年度調査)

図表 1 9

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
融資実行額(億円)	2,748	2,133	2,739	1,921	1,875
一件当たりの融資 実行額(百万円)	30	37	43	47	56
残高(年度末時点) (億円)	2,346	4,436	4,764	4,338	3,324

10

15

出典：株式会社三菱総合研究所 平成 24 年度年度産業金融システムの構築及び  
整備調査委託事業「動産・債権担保融資 (Asset-based Lending : ) 普及のた  
めのモデル契約等の作成と 制度的課題等の調査」報告書より

20

25

わが国の ABL の認知度について借り手全体でみた場合、「内容を知っている」、「聞いたことはある」を含めると、59.4%であった。なお、資金調達を検討している事業者の認知度は 62.6%であり、全体と比較してやや高い結果となった。昨年度調査と比較すると、「内容を知っている」、「聞いたことはある」を含めた認知度は向上しており、これまでの普及活動の成果といえる。しかしながら、「内容を知っている」と回答した企業は 14.1%とまだ少なく、ABL についての正しい理解を促進していくことが今後の課題といえる。<sup>2</sup>一方で、今後の ABL の利用意向については、売上規模の小さな企業ほど利用意向が高い傾向があり、ABL の認知度向上に関しては、相対的に規模が小さい中小企業や零細企業に重点を置いて行うべきである。

<sup>2</sup>平成 20 年度株式会社 野村総合研究所「動産・債権担保融資 (ABL) の普及・インフラ構築に関する調査研究」報告書 アンケート調査結果 p.23

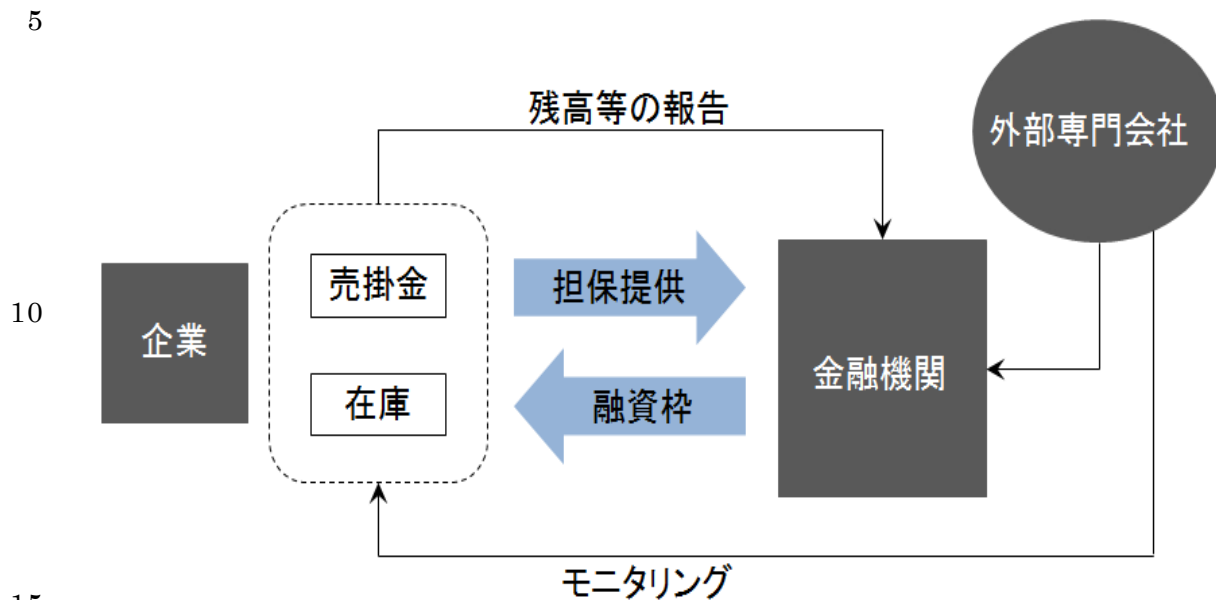
## 2-2 わが国で行われている ABL の基本的なスキーム

図表 20 は、ABL の基本的なスキーム外観である。まず、借り手企業は貸し手金融機関へ在庫や機械設備、売掛債権等を担保として提供する。次に、貸し手金融機関は担保評価を行い、その評価額を基に融資枠を設定する。企業はその枠内で融資を受けることができる。融資が始まると、貸し手金融機関は、担保物件である在庫や売掛金などの残高や対象企業の財務状況等を把握するため、モニタリングを定期的実施し、その状況に応じて貸出条件を変更する場合もある。また、債務者側もこの報告義務があり、企業のデフォルト時には金融機関側が担保権を行使し、資金を回収する。また、担保評価を行う際に金融機関が外部専門会社に評価業務を委託する場合がある。その際は、評価業務委託を受けた外部専門会社が融資先企業の担保評価を行い、継続的なモニタリングを行い、定期的に金融機関に申告する。このように、動産を担保として用いる場合には、担保の複雑な評価や、融資後の継続的な動産管理業務等が必要となり、コストと手間がかかる。また、担保の種類が膨大であるため、金融機関のみが担保の評価やモニタリングを行うことは困難であり、外部専門会社等と連携することが必要である。

ABL は事業の継続を前提とし、貸し手はその事業価値を見極めた上で行う融資である。加えて、債権回収を確実にする手段と位置付けられる不動産担保とは異なり、ABL は担保となった動産の継続的なモニタリングが不可欠になる。ABL における動産・売掛債権のモニタリングでは、現物を直接かつ定期的に確認することにより、試算表や資金繰り予想に反映されていないリスクを把握することが可能となる。また、ABL における担保評価やモニタリングを契機としたコミュニケーションが、企業の経営管理能力（在庫管理能力等）を向上させる場合もある。例えば、ABL での借入を企図した企業が、在庫評価により過剰在庫を認識し、その処分の結果、在庫保有に伴う資金負担が減少し、資金調達額が当初想定したものより少なくなったとの事例がある。ABL の取組みは、担保として扱うだけでなく、動産の評価を通じて金融機関と借り手企業に一層のコミュニケーションを促すことができる。これによって金融機関と企業は単なる貸し手と借り手という関係を超え、親密なビジネスパートナーとして互いに信頼が生まれる。そうした関係の下では、資金調達の円滑化を目的に、企業は

できるだけ多くの私的情報を金融機関に提供するインセンティブが働く。つまり、ABLの取組みはリレバンの強化を図ることができると考えられる。

図表20 ABLの基本的なスキーム外観



出典：「中小企業のための動産・債券担保による資金調 Q&A ABL活用のメリットはこれだ！」 p.3 p.126 より筆者作成

### 2-3 ABL 推進のための制度の整備状況

20 従来、動産譲渡の事実が第三者からは分かりにくいと指摘されていたことから、平成17年10月施行の「動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律」に基づき、動産譲渡登記制度が創設され、在庫などの動産の譲渡も登記できるようになった。これまでは、動産を担保物件とする場合、債権者からは二重に譲渡されるおそれがあるといった法的な不安定さが危惧さ

25 れていたが、動産譲渡登記制度の運用開始により、こうした問題を予防しやすくなった。平成19年2月には「金融検査マニュアル（預金等受入金融機関に係る検査マニュアル）」が改訂され、「動産の性質に応じ、適切な管理及び評価の客観性・合理性が確保され、換価が確実であると客観的・合理的に見込まれること」を要件として、動産を一般担保として認めた。これにより、金融機関

30 にとっては、資産査定上においても動産担保を利用するインセンティブを高め

る素地ができた。平成 19 年 8 月には既存の売掛債権担保融資保証制度の拡充により、動産担保融資への信用保証を対象範囲に加えて流動資産担保融資保証制度が創設された。この制度では、融資金額の 80%を信用保証協会が保証することにより、中小企業向け動産担保融資の円滑化を図ることを目的としている。このほか、日本銀行は、平成 23 年 6 月に「成長盤強化を支援するための資金供給」の対象として動産担保融資などに貸付枠を 5,000 億円設定している<sup>6</sup>。これは、環境・エネルギー事業など 18 の成長分野を中心に投融資する金融機関向けの貸付制度であり、政策金融に近い取組とも言えるが、動産担保融資についての金融機関や一般企業への認知度向上と普及につながる事が期待できる

### 第 3 項 米国との比較

ABL の先進国である米国は、総借入残高に占める ABL の割合が約 20%に達している。それに対し、わが国の総借入残高に占める ABL の割合は約 1%である。米国で ABL が急速に成長した背景には、大手金融機関が活発に ABL を行っていることや、ABL が普及するための法整備が整っていたこと。加えて、世界的に ABL に対する認知度が高く、動産を担保として使用するという商慣行があることが考えられる。日本政策金融公庫総合研究所によると、今後、わが国の総借入残高に占める ABL の割合が米国と同等の水準まで上がると仮定すると、80 兆円超の ABL 潜在市場規模があると推測される。<sup>3</sup>

### 第 4 項 ABL とリレーションシップ・バンキングの親和性

第 2 項で ABL における一連のプロセス（評価・管理・処分）を通じて、中小企業の経営実態を明らかにすることは不可欠であることを述べた。この間に、企業と金融機関には信頼関係が生まれ、ソフト情報を得ることができ、情報の非対称性を緩和することができる。これはリレバン貸出の推進目的と酷似しており、ABL とリレバンには重要な関連性があると考えた。

中小企業のうち、小規模なため困っている企業に対する融資には情報の非対称性の他にもいくつか問題点がある。将来起こりうるすべての事柄に対処する

<sup>3</sup>日本政策金融公庫総合研究所（2009）

ことができないため、現時点で結んだ契約は完璧なものになりえないという契約の不完備性という問題。前述した規模の経済という問題。最後に、既に借入がある企業に対して、借入があるという事実から信用力があると考え、ほかの金融機関が融資コストを払わずに貸出しをするというフリーライダー問題等がある。これらの問題について、我々は ABL とリレバンが有効に機能すると結論付けた。ABL とリレバンは情報の非対称性の影響を抑えることができる。リレバンはハード情報だけでなくソフト情報を用いるため、財務諸表だけではわからない情報を得ることができる。その結果情報の非対称性は軽減される。動産担保融資は、継続的なモニタリングによって企業の動産を把握するとともに企業の実態把握もできるため、試算表や資金繰り予想に反映されていないリスクを把握することが可能となる。そのため、情報の非対称性が緩和されると考えられる。契約の不完備性の解決については、「関係的契約」というものがある。関係的契約とは、完備契約のようにあらかじめ将来に起こることを予想してそれに対する対応を前もってきめておくのではなく、「何かが起こったら関係者で改めて対応を協議する」という契約である。この契約を行うことを考慮した場合、ABL とリレバンは大きな力を発揮する。これらの貸出は継続的なモニタリングを行うため、融資先企業の状況変化をすぐに把握することができる。そのため、状況変化に応じて契約内容に修正を加えることができるのである。規模の経済の具体的な問題点としては、審査コストがかかるため、中小企業は大企業よりも金利が高めに設定されるということがある。ABL やリレバンにとって、継続的関係を築いていくことができれば審査コストは低くなっていくことが考えられる。そのため、モニタリングコストの関係から、大企業に対する通常貸出と同程度の金利水準は難しいにしても、通常の中企業貸出よりも低い金利水準を実現できると考えられる。最後にフリーライダー問題を考える。リレバンと動産担保融資に関してはモニタリングなどのコストが最初は大きく、関係を継続していくことによって徐々に減っていくというものであるため、当該中小企業が優良貸出先であるとわかっていても、他の金融機関が横から割って入り、融資を行うことは難しいと考えられる。この様に、ABL とリレバンは中小企業金融における様々な問題を解消することができ、リレーションシップはより強固なものになる。ABL は、担保評価やモニタリングによって信頼関係を生



みソフト情報を得ることができる。加えて、企業実態の把握を最も正確かつ具体的に行うことができ、リレバンの強化を促すものである。中小企業の資金調達を円滑に行う上で、ABLとリレバンは重要な役割を果たすことができると言える。

5

## 第5項 ABLの課題

### 5-1 ABL認知度の向上

前述した通り、わが国の金融機関貸出においては、不動産担保貸出が中心的な役割を果たしてきたため、現時点では、企業は動産や売掛債権等を担保とした借入に慣れていない。貸出先企業が、ABLについて、「借入時に動産や売掛債権等を担保として提供するだけのもの」との認識しか持たない場合には、モニタリングに関する企業の協力が得られず、金融機関は、ABLの実態把握機能を充分には活用できない。従って、金融機関は、貸出先企業に対し、ABLが単なる「動産や売掛債権を担保とした貸出」ではなく、動産や売掛債権の評価・モニタリングを通じて企業実態の把握を不断に行う必要があることを十分に説明する必要がある。また、ABLの実効性を維持するためには、企業側からの定期的なデータの提供が必要であるとともに、金融機関と企業経営者との情報共有が重要であることを企業経営者に理解してもらう必要がある。加えて、わが国において動産を活用した資金調達の潜在的担保としての余地が大きいことも理解してもらう必要がある。また、ABLが担保とするのは在庫・売掛債権などの「事業収益資産」であり、企業経営者にとっては事業そのものを押さえられるようなものである。もちろんABLを実行しようという企業はそのようなリスクも覚悟の上であろうが、金融機関も企業がそれほどのリスクを背負ってABLに踏み切っていることを考慮し、覚悟をもって融資関係の強化に努めるべきである。

10

15

20

25

### 5-2 商慣行上の問題

わが国の売掛債権には、多くの場合、譲渡禁止特約が付されており、そのままでは担保化できない。企業から、売掛金の譲渡禁止特約の解除を取引先の企業に申し入れると、信用力が低下したと見られることを懸念し、申し入れを躊

30

踏するという指摘を度々耳にする。ABL が所期の効果を発揮するには、ABL に対する正しい理解が関係者間で共有されることが不可欠である。

### 5-3 担保の評価・管理について

- 5 わが国で ABL が未だに拡大していない理由としては、担保の評価・管理についての手法・プロセスが確立されていないことがあげられる。米国では既に動産担保に対する評価や管理の専門会社等が存在しており、金融機関と連携することで実績も十分にあげている。ABL を実際に行っていくうえでの問題点として、すでに実施している金融機関へのアンケート<sup>4</sup>では、「モニタリングにか
- 10 かる手間」を ABL 実施の課題として各行が答えている。

## 第 6 項 各課題の改善案

### 6-1 ABL の認知度への改善案

- ABL の認知度向上への改善案としては、web 配信を用いた ABL セミナーの
- 15 積極的取り組みが必要だと考える。ABL に関するセミナーの開催は近年増加傾向にあり、日本銀行や ABL 協会が主体となって行っているが、開催される時期や地域によっては参加できない場合がある。したがって、今後は web 配信によるセミナーや説明会を増やすべきだと我々は考えた。この web 配信では企業
- 20 向けの配信と金融機関向けの配信を作る。企業向けの配信では ABL を取り囲むわが国の背景や動産担保の潜在市場規模が大きいこと等の基本的な内容や、ABL を行うことで企業実態の把握を正確に行うことができること。さらに、中小企業と金融機関の情報の非対称性の解消に繋がるなどの ABL への正しい見解を中心に配信するものとする。金融機関向けの配信では、上記の様な基本的な内容から、担保の評価や管理、モニタリング等の実践的な内容等を中心に
- 25 配信するものとする。これにより、誰もが手軽に ABL を知る機会を得ることができ、ABL に対する正確な知識を持つとともに、行員のスキルアップも図ることができる。

---

<sup>4</sup>経済産業省 ABL インフラ整備調査委託事業 「ABL の普及・活用に関する調査研究報告書」(2008 年) p35-52 より

## 6-2 商慣行上の問題

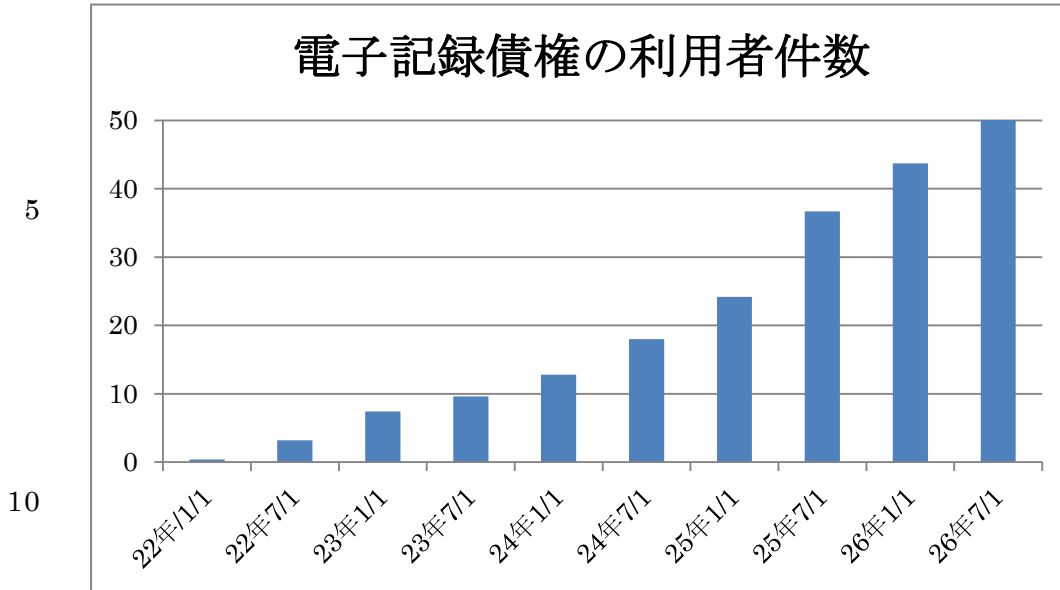
わが国の売掛債権には、多くの場合、譲渡禁止特約が付されており、そのままでは担保化することができない。これを解除するには、債権者（販売企業）が債務者（購入企業）の承諾を得る必要がある。しかし、一般に下請け企業は交渉力が弱く、また、そうした交渉自体が販売企業のレピュテーションを悪化させてしまうことへの懸念が根強い。しかし、売掛債権の利用促進は国の施策であり、風評被害が発生すること自体本来望ましくない。国や地方公共団体では、既に債権譲渡禁止特約の解除を進めており、平成 26 年度 9 月の民法改正において、売掛債権の譲渡禁止特約を緩和する方針を示している。商慣行上の問題については、関係者の担保化に対する意識改革を起こすことが必要であり、この民法改正は良い機会になるだろう。

また、ABL を普及させる契機の一つとして期待されるのが、電子記録債権制度である。電子記録債権制度とは「電子記録債権法」（08 年施行）に基づき、電子債権記録機関による記録を通じて、債権の発生・譲渡・支払いを電子的に行う仕組みである。これにより、売上債権を資金化する際、債権の存在や発生原因を確認するためのコストや二重譲渡リスクを軽減することができる。現在、複数の大手行が、電子記録債権の登録・移転会社を設立し、実際にビジネスを開始している。図表 2 1 から、電子記録債権の利用者件数が急増していることがわかる。電子記録債権を ABL の担保として用いることで、ABL の幅は更に広がる。電子的に債権の発生・譲渡・支払いを行えるのでコストもかからない。金融機関にとっても、貸出機会を広げることによって、事業基盤を拡大・強化することができるというメリットがある。この電子記録債権の増加が ABL 普及の促進に繋がり、中小企業の円滑な資金繰りを支援するうえで有力な選択肢になる。

25

30

図表 2 1



出典：電子手形・電子記録債権のことなら電子情報ポータルサイト統計データより著者作成

### 15 6-3 担保の評価・管理について

動産を担保として扱う場合に担保の評価・管理は非常に重要なポイントとなる。わが国では米国のように動産の評価を専門とする企業は浸透しておらず、金融機関自体も目利き能力に欠けている場合が多い。米国でトップクラスの動産評価会社、トゥルーバ・ホールディングス等と連携した ABL スキームをと

20 っている金融機関もある。しかしながら、近年、わが国の金融機関の傾向としては、動産の評価を外部事業所に依頼しようとする動きではなく、自行庫で動産を評価できるノウハウを行職員が身に付けようという動きが加速化している。そこで、我々は各金融機関に ABL の専門部署を作るとともに、リレーションシップ型 ABL を推し進めることを提案する。

25 ABL の専門部署を作り、配属されたものは自らが積極的に ABL に関わるセミナーに参加することでスキルアップを図る。また、わが国には ABL の実務能力を検証する動産担保実務検定等があり、行員が明確な目標を立てることができる。金融庁が平成 25 年 2 月に「ABL（動産・売掛金担保融資）の積極的活用」を公表し、金融検査マニュアルの運用の明確化を行って積極的な利用を

30 呼びかけるなど、金融機関サイドでも本格的に推進される態勢が整ってき

た。こうした時代的要請を踏まえ、各金融機関に ABL の部署を作り、行員が動産担保評価のプロになるための支援を行うべきである。

しかし、動産の担保となりうる資産は様々であり、行職員のみで正確に担保の評価を行うことは現状では困難である。それ故、外部専門会社に委託、又は外部専門会社と連携することが必要である。外部専門会社に担保評価やモニタリングを委託した場合、ソフト情報の蓄積度合が弱まり、リレバンとの関連性が無くなることが懸念される。2014年10月29日広島銀行融資企画部の行員の方にヒアリングを行ったところ、「現在の A B L を取り巻く環境を勘案すると、外部専門会社に委託、又は連携することは不可欠である。しかし、委託、又は連携したからといってソフト情報が得られないわけではない。」等の見解を得た。例えば、外部専門会社と連携して融資を行う場合、専門会社が企業から得た情報は金融機関も共有することを予め条件とする。金融機関はモニタリングの手間やコストの削減になるに加え、情報の非対称性も緩和される。外部専門会社から得た情報からリレバンを行うこともでき、企業の状況に応じて融資手法の幅も広がる。外部専門会社と連携し、行員と専門会社の社員が共に中小企業に足を運び動産を評価する場合は、行員のスキルアップにも繋がる。

ABL 件数が増加するとモニタリング件数も増え、モニタリングの手間という課題は膨れ上がる。現状では、金融機関は外部専門会社に頼ることは不可欠であるが、金融機関の手間は軽減されるだろう。しかし、将来的には行員たちが動産担保に対する知識を持ち、金融機関が外部に頼ることなく A B L のプロセスを確立することが望まれる。また、A B L を推進した場合、実態把握や継続的モニタリングが拡大するのに伴い、ハンド管理では苦しくなり、情報入手や入力・整理の作業に追われると、より重要な実態把握の分析作業の方が疎かになりかねない。よって、既に取り組みされている案件もあるが、A B L の推進にはモニタリング・管理手法の I T 化が実用されるだろう。

不動産担保以外にも、債権や動産が担保として利用されて担保の選択肢が増えるということは画期的なことである。しかし大切なことは、債権担保融資や動産担保融資を増やすことではなく、企業の実態把握を進めることである。ABL が普及することにより、企業の実態把握の重要性があらためて認識されて、融資業務の原点に戻った取組みを進めることが望まれる。本当に資金需要があ

る企業や資金調達を必要としている局面において、その需要に応える手段・方法の一つに ABL があるのだ。

## 5 参考文献

- ・筒井義郎/上村修一（2007）「リレーションシップ・バンキングと地域金融」出版：日本経済新聞出版社
- ・青山和正（2011）「精解中小企業論—変容する中小企業問題を解説する」同友館
- 10 ・藪下史郎/武士俣友夫（2002）「中小企業金融入門」東洋経済新聞社
- ・中村中（2010）「新資金調達術—中小企業円滑化法対応」TKC
- ・小野有人（2007）「新時代の中小企業金融—貸出手法の再構築に向けて」東洋経済新聞社
- ・栗田口太郎/小野隆一/高岸直樹/中村廉平/花井正志/前島顕吾/高崎源征（2008）
- 15 「ABL 活用のメリットはこれだ！中小企業のための動産・債券担保による資金調達 Q&A」ぎょうせい
- ・「リレバン 10 年、軌跡と展望」（2012）金融ジャーナル
- ・ABL のご案内—在庫や売掛金を活用した新たな資金調達の方法 経済産業省
- ・わが国における動産・債権米国における動産・債権担保融資（Asset Based
- 20 Lending：ABL）の機能と実態 日本政策金融公庫 総合研究所
- ・「平成 19 年度 動産・債権担保融資（ABL）の普及・インフラ構築に関する調査研究」報告書 経済産業省
- ・「ABL の普及促進の政策的意義について」（2014）経済産業省
- ・日本の ABL の現状と将来展望」【その 1】—有識者・公的機関の声— 日本
- 25 銀行
- ・「度産業金融システムの構築及び整備調査委託事業『動産・債権担保融資（Asset-based Lending：ABL）普及のためのモデル契約等の作成と制度的課題等の調査』報告書」（2012）株式会社三菱総合研究所
- ・「ABL を活用するためのリスク管理」（2012）日本銀行
- 30 ・「金融支援策のご案内」（2013）中小企業庁

- ・「金融と経営支援の一体的な推進」（2011）中小企業庁
  - ・「ABLの概要と課題」（2011）経済産業省
  - ・「ABLの普及・活用に関する調査研究報告書」（2008）経済産業省
  - ・「動産担保融資の現状と課題」（2012）上原啓一
- 5
- ・「ABL（動産・売掛金担保融資）の積極的活用について」（2013）金融庁
  - ・「中小企業白書」（2014）中小企業庁
  - ・「リレーションシップバンキングの機能強化の推進に関するアクションプログラム」（2003）金融庁
  - ・地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム（2005）金融
- 10
- ・全国信用保証協会連合 HP <http://www.zensinhoren.or.jp/>
  - ・商工中金 HP <http://www.shokochukin.co.jp/>
  - ・経済産業省 HP <http://www.meti.go.jp/>
  - ・中小企業庁 HP <http://www.chusho.meti.go.jp/>
- 15
- ・金融庁 HP <http://www.fsa.go.jp/>
  - ・中小企業家同友会 <http://www.doyu.jp/topics/posts/article>
  - ・電子手形・電子記録債権のことなら電子情報ポータルサイト  
<http://www.den-te.com/>
  - ・TRUVA <http://www.truva-gh.com/index.html>
- 20
- ・熊本信用保証協会パンフレット（2014）